

自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する契約書（案）

貸主 平川市（以下「貸主」という。）と借主●●●●●●●●●●（以下「借主」という。）とは、次の条項により行政財産の貸付契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 貸付物件は、次のとおりとする。

施設名称	所在地	貸付箇所	面積
●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●●●●●●●	●●●●●●	●.●m ²

（用途の指定等）

第2条 借主は、貸付物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

2 借主は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、平川市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する要綱及び仕様書を遵守しなければならない。

（指定期日）

第3条 借主は、貸付物件を令和8年7月15日までに指定用途に供しなければならない。

（指定期日の変更等）

第4条 借主は、不可抗力による貸付物件の滅失、損傷その他真にやむを得ない事由により第3条に定める指定期日の変更を要するときは、貸主の承諾を得なければならない。

（貸付期間）

第5条 貸付期間は、令和8年7月13日から令和10年3月31日までとする。

（契約の更新）

第6条 前条に定める貸付期間満了時において、この契約の更新は行わず、貸付期間の延長も行わないものとする。ただしやむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

（貸付料の額）

第7条 貸付料は、金●●●●●●●●●●円（うち、消費税及び地方消費税の額●●●●●●●●●●円）とする。

(貸付料の支払)

第8条 借主は、前条の貸付料を、次に定めるところにより、貸主の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年次	納付金額	納付期限
第1年次(令和8年度分)	<貸付料の5分の2に相当する額>円	令和8年7月30日
第2年次(令和9年度分)	<貸付料の5分の3に相当する額>円	令和9年4月30日

※第2年次の納付金額は、それぞれ100円未満の端数を切り捨てとし、第1年次の納付金額は貸付料の総額から、第2年次分を引いた残額とする。

(電気料及びその支払方法)

第9条 借主は、設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測する証明用電気計器(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検定証印又は基準適合証印(以下「検定証印等」という。))が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものに限る。以下「子メーター」という。)を、貸主の指示するところにより設置しなければならない。

- 2 貸主は、当該施設全体の前月電気使用料の単価に基づき当該月の電気料を計算し、速やかに借主に納入通知書を送付しなければならない。
- 3 借主は、前項の納入通知書に定める日までに納入しなければならない。
- 4 借主が電力会社等から直接電気の供給を受ける場合には、前3項の規定は適用しない。
- 5 当該施設の電源から自動販売機までの配線に要する費用及び自動販売機を設置することにより施設の電源の改修等が必要な場合の当該経費は、借主の負担とする。

(費用負担)

第10条 自動販売機及び子メーターの設置、維持管理及び撤去に要する費用は、借主の負担とする。ただし、第22条第1項第1号の規定に基づきこの契約を解除されたことにより自動販売機を撤去する場合は、この限りでない。

(延滞金)

第11条 借主は、貸主が定める納入期限までに貸付料及び電気料(以下「貸付料等」という。)を納入しなかったときは、納入期限の翌日から遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率(以下「遅延利率」という。)を乗じた額を、延滞金として貸主に納入しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その金額又は端数を切り捨てるものとする。

(充当の順序)

第12条 借主が、貸付料等及び延滞金を納入すべき場合において、借主が納入した金額が貸付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当するものとする。

(善良なる管理者の注意義務)

第13条 借主は、この契約に関して、貸主と連絡調整を行う業務遂行上の管理者を定め、貸主に書面で通知するものとする。

2 借主は、善良なる管理者の注意をもって、貸付物件を維持保全するとともに、利用者が安心して商品を購入することができるよう自動販売機の設置及び管理並びに商品の販売を行わなければならない。

(貸付物件の引渡し)

第14条 貸主は、第5条に定める貸付期間の初日に、貸付物件の引渡しを行う。

(契約不適合責任)

第15条 借主は、この契約締結後、貸付物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないものを発見しても、貸主に対し貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

(毀損等の報告)

第16条 借主は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに貸主にその状況を報告しなければならない。

2 借主の責めに帰すべき事由により、貸付物件を滅失し、又は毀損した場合は、借主の負担において貸付物件を原状に回復しなければならない。

(転貸等の禁止)

第17条 借主は、貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、若しくは貸付物件を転貸し、又は指定用途を変更してはならない。

2 借主は、この契約に係る自動販売機及び借主が施した造作を第三者に譲渡してはならない。

3 前2項に定めるもののほか、借主は、この契約により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(実地調査)

第18条 貸主は、借主に対し売り上げ状況等について、所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地調査することができる。この場合、借主はその調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(第三者への損害賠償の義務)

第19条 借主は、第三者に損害を与えたときは、貸主の責に帰すべき事由を除き、その

損害の賠償を行わなければならない。

(商品等の盗難又は毀損)

第20条 貸主は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金若しくは釣銭の盗難若しくは毀損又は停電等による売上げの減少等について、貸主の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(秘密の保持)

第21条 貸主及び借主は、この契約の履行上知り得た相手方固有の業務上又は技術上の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が完了し、又は解除された後も同様とする。

(貸主の解除権等)

第22条 貸主は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 貸主又は国若しくは他の地方公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (2) 借主が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 借主が、この契約に係る一般競争入札の申請書その他の提出資料に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
- (4) 借主のこの契約の履行がはなはだしく不誠実と認められるとき、又は借主がこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (5) 借主が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) 借主の破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき。
- (7) 借主が、貸主の社会的信用を著しく失墜させる行為をしたとき又は借主の社会的信用が著しく失墜したと貸主が認めたとき。
- (8) 借主が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上の営業を停止したとき。
- (9) 借主が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併等により、貸主が契約を継続しがたい事態になったとき。
- (10) 借主が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(借主が個人である場合にはその者を、借主が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められると

き。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 借主が、アからオまでのいずれかに該当する者を個別業務の実施者としていた場合に、貸主が借主に当該業務の実施について解除を求め、借主がこれに従わなかったとき。

キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となったとき。

(11) 前各号のほか、借主がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと明らかであるとき。

2 貸主は、前項に規定する場合のほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 借主が公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 借主が公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 借主（借主が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

3 前項（第1号を除く。）の規定により契約が解除された場合、借主は、当該解除の日から3年間は、貸主の行う自動販売機設置に係る行政財産の貸付に関する入札に参加することができない。

4 第1項第1号の規定により契約が解除された場合、借主は、これによって生じた損失について、その補償を貸主に求めることができる。

（違約金）

第23条 貸主は、借主の責めに帰すべき事由によりこの契約を解除したときは、第8条の貸付料の額の100分の10に相当する金額を違約金として、借主から徴収する。こ

の場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 貸主に生じた損害の額が前項に規定する違約金の額を超えるときは、貸主は、その超えた金額を借主に請求することができる。

(損害賠償)

第24条 借主は、その責めに帰すべき事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損による貸付物件の損害に相当する損害賠償金を、貸主に支払わなければならない。ただし、貸付物件を原状に回復したときはこの限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、借主がこの契約に定める義務を履行しないため、貸主に損害を与えたときは、借主はその損害に相当する金額を損害賠償として、貸主に支払わなければならない。

(貸付物件の返還)

第25条 貸付期間が満了した場合、又は第26条第1項若しくは第2項の規定により、この契約が解除された場合は、借主は、貸付物件を貸主の指定する期日までに、原状に回復して貸主に返還しなければならない。ただし、貸主が必要ないと認めたときは、この限りではない。

(貸付料の返還)

第26条 貸主は、この契約を解除したときは、既納の貸付料のうち、借主が貸付物件を貸主に返還した日以降の未経過期間の貸付料を、日割計算により、借主に返還する。

(有益費等の請求権の放棄)

第27条 借主は、貸付物件を返還する場合、貸付物件に投じた有益費等について、貸主に請求することはできない。

(返還金の相殺)

第28条 貸主は、貸付料を返還する場合、借主が違約金又は損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する貸付料の全部又は一部と相殺するものとする。

(疑義等の決定)

第29条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、貸主借主協議のうえ決定するものとする。

(裁判の管轄)

第30条 この契約に関する訴訟は、青森地方裁判所弘前支部を第一審の管轄裁判所とする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、貸主借主双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年●●月●●日

貸主 (住所) 青森県平川市柏木町藤山 25 番地 6
(氏名) 平川市長 工藤 貴弘

借主 (住所) ●●●●●●●●●●●●●●●●●●
(氏名) ●●●●●● ●● ●●